

ため池診断評価の基準

(農業水利施設ストックマネジメントマニュアル 共－57 を参考)

ため池診断評価		施設の状態	現象例	対策の 目安
項目別 箇所別 施設別	総合			
S－5	S－5	・施設(堤体、取水施設、洪水吐、池内)に変状がほとんど認められない状態	①築造時点とほぼ同等の状態 ②貯水・通水機能が正常な状態	対策不要
S－4	S－4	・施設に経年変化等の軽微な変化が見られる状態	①堤体に軽微な変状が見られる状態 ②コンクリート構造物に軽微なひび割れや摩耗が生じ、目地や構造物周辺に軽微な変状が認められる状態 ③施設の通常の使用に支障がない状態	要観察
S－3	S－3	・施設に部分的な変状が認められ、構造的安定性に影響を及ぼす状態 ・劣化の進行を遅らせる補修工事が必要な状態	①堤体に部分的なクラック、沈下、崩壊等の顕著な変状が認められる状態 ②堤体下流側法面・法先、取水施設廻り、余水吐廻りから漏水が確認できる状態 ③取水施設や余水吐の躯体コンクリートに明らかに変形が生じている状態 ④ゲート、ため池栓等で錆等により操作が困難又は不能になっている状態	部分補修
S－2	S－2	・施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態 ・ため池施設の機能が失われるか又は著しく低下するリスクが高い状態	①堤体全体でクラック、沈下、崩壊等の顕著な変状が認められる状態 ②堤体下流側法面・法先、取水施設廻り、余水吐廻りから顕著な漏水が確認できる状態 ③取水施設や余水吐の躯体コンクリートに貫通ひび割れが拡大し、施設の機能が失われた状態	部分改修
	S－1	・ため池全体で機能・安定性が失われた状態 【S－1 と評価する基準】 ・堤体が S-2 に評価され、底樋又は洪水吐の何れかが S-2 と評価された場合	①ため池全体で顕著な変状が見られ、ため池本来の機能が確保できず、かつ構造上不安定な状態	全面改修